

第75回 佐用町議会〔定例〕会議録（第5日）

平成28年12月22日（木曜日）

出席議員 (13名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄		
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (1名)	10番	矢内 作夫		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課長	久 保 正 彦	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 137 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 138 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
日程第 3. 議案第 139 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
日程第 4. 議案第 140 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 149 号 工事請負契約の締結について(西はりま天文台公園野外活動センター大規模改修工事)
日程第 6. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 7. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（岡本安夫君） おはようございます。皆さん、早朝よりご出席賜り、まことにご御苦労さまです。

昨日、冬至でしたのですけれども、非常に暖かい冬至ということで、これもある面、異常気象じゃないかなという方もいらっしゃると思います。

さて、本日、第 75 回定例会の最終日です。委員会付託を含め、5 件の議案があります。いずれも慎重審議、よろしくお願ひいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、矢内議員より体調不良のため欠席届が提出されており、受理しておりますので報告しておきます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を、必ず守っていただくよう、よろしくお願ひします。

それでは直ちに日程に入ります。

- 日程第 1. 議案第 137 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 138 号 佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について(委員長報告)

議長（岡本安夫君） まず、日程第 1 と日程第 2 を一括議題としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 137 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてと、日程第 2、議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第 137 号及び議案第 138 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員長、竹内日出夫君。

総務常任委員長（竹内日出夫君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の開催結果報告について、報告をさせていただきます。

本委員会は12月14日、午前9時30分から議員控室で開催いたしました。

本委員会に出席を求めた者は、町長、副町長、総務課長、税務課長、税務課徴税対策室長、三日月支所長であります。

本委員会に付託された議案第137号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてと、議案第138号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についての審査をいたしました。

まず、議案第137号、佐用町税条例の一部を改正する条例についての審査について、当局の追加説明は、主な改正点は4点で1点目は、個人町民税・法人町民税の延滞金の計算期間の見直しであり、第43条第4項は個人町民税、第48条第5項、第50条第4項は法人町民税の延滞金計算期間にかかる見直しで、それぞれ1号、2号と追加している。

当初の申告書が提出されていて、かつ、当初の申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正、減額更正があった場合、その後さらにその税額を増加させる更正、増額更正または修正申告があった場合における増額更正等により納付すべき税額について、当初の申告により納付すべき税額の納付日の翌日から当該増額更正等までの期間を延滞金の計算期間を控除するというものであります。

第2点目は、個人町民税の医療費控除の特例である。セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設で、適切な健康管理のもとで医療用医薬品から代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、適用される特例措置が追加されました。

また、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときは、そのを超える部分の金額（その金額が8万8,000円を超える場合には、8万8,000円）について、その年分の総所得金額等から控除するというものであります。

なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

3点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長であります。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得された、一定の環境性能を有する軽自動車（低燃費とか低排出ガス車等）について、現行の特例措置について適用期限を1年延長する特例措置であります。

4点目は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例であり、特例適用利子等や特例適用配当等を有するもの等に対し、当該特例適用利子等の額や特例適用配当等の額に係る所得に対し申告する義務を課し、申告分離課税により個人住民税所得割を課税するものであります。

その経緯は、日本と台湾との間に租税条約に相当する枠組みを構築するため、公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で民間取決めとして日台間租税取決めが作成され、2015年11月26日に署名がなされています。

この日台間租税取決めは日本国内においては法的効力はなく、租税条約等の法律の適用もないため国内法が整備されたものであります。

これは、所得税法等の一部を改正する法律第8条、外国人等国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正がされ、外国居住者等の所

得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令に名称を変更して、所定の改正が行われたものであります。

内容については、日本と台湾で国内法上の課税の取り扱いが異なる組織体等で台湾に所在するものを通じて日本国内居住者が国内において支払いを受ける利子等及び配当等については、当該特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得に対して申告分離課税により個人町民所得割が課されるというものであり、町当局による追加説明があり、質疑に入りました。

質疑として、このたびの条例改正については、地方税法の改正に伴うものということですが、3月に行われた地方税法の改正については、まず、経済の好循環を確実なものとする成長志向の法人税の改革、消費税の引き上げに伴う軽減税率制度の導入、少子化対策、地方創生の推進項目に対する税制上の措置、震災からの復興を支援するための税制上の措置等を講ずると地方税法改正にはあるが、本町の条例に反映されていない部分があると思うが、それはどういうことか。これに対して、当局側の答弁は、国のほうでは、いろいろと法律改正が行われているが、国の準則に基づき町条例に該当する部分のみの改正である。

次の質疑は、納付日の翌日からとあるが、控除期間だけを決めたということか。答弁として、条文ではいろいろと書いているが、内容的には控除期間だけのものです。

次の質疑は、軽自動車税の特例の延長については、29年4月1日から1年延長するだけのものか。答弁は、適用期間を1年延長するだけのものである。

次の質疑は、医療のスイッチ OTC 薬控除対象が 82 あるが、現在全部で 1,546 品目ある。これの周知は、町内ではどれくらい進んでいるのか。答弁として、町民の方には、広報等でお知らせしたい。関係各機関については厚生労働省のほうから薬局、医療機関等に周知がさている。対象となる薬については、認証マークがされる。これにより税制に対応する薬であると表示され、薬を買うとレシート等にも医薬品名等が表示されることになっている。

次の質疑は、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診など町でやっているとか、職場でやっているものを受けたものが対象なのか。そうでないものは対象にはならないのか。答弁として、通常の病院でかかっている医療行為については該当しない。一定の取り組みという5つの要件のうち健診を受けた方や予防接種、がん検診などを受けた方で、それを証明するものが必要となってくる。その方が薬を購入した場合に、医療費控除として申告される場合については、控除の対象となる。

次の質疑が、医療費控除の枠が広がったということかという質疑に対して、答弁は、医療費控除の下の部分が広がったということで、病院に行かずに薬局で薬を買った場合も医療費控除の対象になったということである。

などの質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第 137 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

当局の説明は、このたびの条例改正は、けんこうの里三日月の現在使用していない1階部分 463.72 平米をサンホームみかづきに賃貸借契約により1階部分を貸し付けることにより大休憩室及び小休憩室の一般への貸し出しを終了するため、別表第8条関係の大休憩室及び小休憩室の項目を削除するための改正である。

第2条第2号については、平成10年3月23日、地番整備がなされ501番地となっていたものを515番地1に住所地番を変更するものであるとの当局の追加説明があり、質疑に入りました。

質疑として、サンホームみかづきはどのような業務をするのか。これに対し、答弁は、

サンホームみかづきの利用については、現在利用していない浴槽部分については、オープンキッチンに改修され認知症カフェとして認知症の方、ご家族、介護の専門職、地域住民の方々が誰でも気軽に参加できる憩いの場としての利用である。大休憩室については、フローリングしてデイサービスとして利用する。

次の質疑は、トレーニングルームとゲートボール場については、サンホームみかづきに運営などの委託ということではないのか。これに対する答弁は、委託について、屋内ゲートボール場については、三日月支所で受付業務を行う。トレーニングルームについては、サンホームみかづきに受付名簿等、土日、夜間管理を委託している。

などの質疑の後、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上のとおり委員会報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 137 号から順に、委員長報告に対する質疑、及び討論・採決を続けて行ないますので、よろしくをお願いします。

まず、議案第 137 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 137 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 137 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 138 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 138 号、佐用町三日月健康福祉施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 3．議案第 139 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(委員長報告)

日程第 4．議案第 140 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 3 に入りますが、日程第 3 と日程第 4 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてと、日程第 4、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

議案第 139 号、第 140 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、千種和英君。

〔産業厚生常任委員長 千種和英君 登壇〕

産業厚生常任委員長（千種和英君） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託を受けました案件の審査結果について、報告申し上げます。

審査日時は、平成 28 年 12 月 15 日、午前 9 時 26 分から開会をいたしました。

場所は、第 1 庁舎西館 3 階、議員控室でございます。

出席者は、産業厚生常任委員会委員 7 名。当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課国民健康保険係長、高年介護課長。事務局から局長、局長補佐の出席です。

まず、最初に議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

当局の追加説明を求め、当局のほうから、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、平成 28 年 3 月 31 日に公布をされた所得税法等の一部を改正する法律により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正され、来年 1 月 1 日から施行されることになった。これに関係して、本町の国保税条例を改正するものであるという報告を受けました。

質疑に移り、質疑が 3 点ございました。

本条例において、対象国が限定されているのは、どうしてなのか。条例が変更になることよっての本町への影響の予測。課税の方式と、その理由について質疑があり、当局の

ほうから答弁がありました。

その後、質疑を終わり、討論に移りました。討論はなく、採決に移りました。

全員賛成で、議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をいたしました。

続きまして、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についての審査に入りました。

当局の追加説明を求め、今回の改正は、合計所得金額から租税特別措置法で定める特別控除額がある場合、その合計所得金額から特別控除額を引いて、この保険料を決めようというのが、今回の改正の内容である報告を受けました。

質疑に入りました。質疑は 2 点です。本制度における課税金額の確認。そして、もう 1 点が、条例が変更になることよっての町内での対象者の人数と金額の変更の予測。これについて、当局のほうから答弁がありました。

質疑は以上でしたので、討論に移りました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案どおり、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決をいたしました。

以上、本定例会につきまして、当委員会に審査を付託された案件の審査報告を終わらせていただきます。

以上です。

議長（岡本安夫君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 139 号から順に、委員長報告に対する質疑、及び討論・採決を行いますので、よろしくお願いします。

まず、議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 139 号を、採決しますこの採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 139 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 140 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 140 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 5．議案第 149 号 工事請負契約の締結について（西はりま天文台公園野外活動センター大規模改修工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 5 に入ります。
日程第 5 は、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは議案第 149 号、工事請負契約の締結について（西はりま天文台公園野外活動センター大規模改修工事）を議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 149 号、西はりま天文台公園野外活動センター大規模改修工事にかかる請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

西はりま天文台公園野外活動センターは、平成 2 年の竣工から 26 年が経過し、老朽化が著しく、ここ数年来、屋根の雨漏りをはじめ、外壁・内装の劣化、空調・電気設備などの不具合も頻発しており、部分的補修では対応が難しくなっております。

また、以前から雨天時での活動に利用できる多目的な研修スペースの確保、和式トイレの洋式化などが求められておりました。

このため、より利用しやすい施設にするため、今回、大規模な改修工事を行うものでございます。

本工事の入札は、平成 28 年 12 月 15 日、町内業者 6 社による指名競争入札に付しました。

結果は、消費税込みで 8,607 万 6,000 円、佐用町豊福 206 番地 1、岡野建設株式会社代表取締役、岡野一秀氏に落札決定いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日、即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今、6 社の入札ということでございますけれど、何パーセントで落ちましたかというのが 1 つ。

それから、これ工期がいつからいつまでというのが載ってないと思いますが、それは、どんなんでしょうか。

それから、もう 1 つは、創作活動室の新築 145 平米となっておりますけれど、これらについては、どういう中、どういうことをやろうとしておるのか。

それと、今までの宿泊人数が変わりないのか。今現在、定数が幾らで、今度のこの改修工事によって、そういうやつが変わるのかどうか。そこらへんについて、述べてください。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（谷口俊廣君） まず、落札率につきましては、97.2 パーセントでございます。

工期につきましては、本日、承認いただければ、来年の 3 月 24 日までの工期に予定をしております。

それから、創作活動室の内容であります。これにつきましては、先ほど、町長のほうから提案説明の中にもございましたが、現在、主に県内の小学校の自然学校の利用を含め、学校の利用が大変多数を占めております。その中で、やはり自然学校を例に挙げますと、4 泊 5 日という 5 日間の行程の中で、当然、雨も降ります。雨が降った場合には、全く雨天のスペースがございませんので、これはかなり以前から雨天にも活動できるスペースという要望がございましたので、雨天時にこの活動室を使って、ここで簡単な物づくりをやったり、あるいは研修会をやったりということができるような多目的なスペースということで、内容的には、そういう床はフローリングで、あと机のほうは稼働できる机を配置して、多目的に使えるスペースとして新築するものでございます。

それから、利用につきましては、これは、まず、利用の人数を申し上げますと、平成 27 年度実績で、この野外活動センターにつきましては、7,538 人が利用されております。今後も自然学校につきましては、これは、来年度以降も予定が詰まっておりますので、ほぼ同じぐらいの数の方が利用されるのではなかろうかなと。

ただ、今回、リニューアルしますので、大変使いやすいスペースになっておりますので、利用に関しては、多少増加が見込めるのではないかというふうに考えております。

それから、宿泊定員につきましては、ここは和室が 26 畳が 6 部屋ございます。当初から定員 120 人という定員で変わっておりませんので、今回も特に宿泊定数については、変化はございません。

以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 149 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 149 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 149 号、工事請負契約の締結について（西はりま天文台公園野外活動センター大規模改修工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 6 に入ります。
日程第 6 は、閉会中の常任委員会の所管事務調査等についてであります。
お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙申し出のとおり決定しました。

日程第 7．議員派遣について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 7、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思っております。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙に記載のとおり派遣することに決定しました。

議長（岡本安夫君） 以上で、本日の日程は終了しました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、第 75 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会します。

閉会ということで一言、挨拶申し上げます。

今年も、あと 10 日余りということで、本当に日がたつのは早いと思います。それぞれ皆さん、暖かい正月を迎えられますよう、ご健勝でありますことを願ひまして、閉会の言葉とします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 閉会に当たりまして一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本定例会提案させていただきました案件につきましては、それぞれ慎重審議いただき、全て原案どおり可決をいただきまして、まことにありがとうございます。

本年もあと今日を入れて 10 日ということになりました。まだ、28 年度は、1 月から 3 月、最後の四半期が残っておりますが、議員皆さん方におかれましては、まずは、この 1 年、それぞれ町発展のために、議員活動にご精励をいただきまして、まことにありがとうございました。

年が明ければ、1 月から本格的に 29 年度に向けた予算の編成作業に入ります。また、すぐに 3 月の定例議会、予算議会ということで、議員皆さん方には、いろいろと、またご審議をいただき、また、ご意見いただきたいと思っております。

もう既に、この 12 月末までにとということで、各課から来年度のいろいろな事業計画、また、それに伴う概算予算を提出させております。予算といたしましては、佐用町においても、これから長期的には佐用町の規模にあった財政規模にしていかなきゃいけないということで、若干、縮減を段階的にしていかなければならないというふうには考えております。

ただ、たくさんの課題を抱えておりますので、できる限り積極的な予算を編成をしていきたいということとの兼ね合いで、だいたい今年度と若干下回るぐらいな予算規模になるのではないかなという予想の中で、今、歳入と、それから歳出、それぞれ、これからしっかりと精査をしていきたいと考えております。また、3 月議会ということに向けて、いろいろと準備をいたしますので、どうぞよろしく願ひいたします。

まずは、もう正月が来ます。皆さんにおかれましては、ご家族そろって元気によい年をお迎えいただきますことをご祈念申し上げて、最後の定例会のお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） それでは、御苦労さまでした。

午前10時07分 閉会
